

生駒市青少年指導委員設置要綱

(目的)

第1条 生駒市青少年指導委員(以下「指導委員」という。)を設置することにより、本市における青少年育成活動を推進し、もって青少年の健全な育成を図る。

(指導委員の配置)

第2条 指導委員は、中学校区を単位として置く。

(委嘱手続)

第3条 指導委員は、各団体等からの推薦によって、教育委員会がこれを委嘱する。

(資格基準)

第4条 資格基準は、広く青少年団体、グループ等の育成指導及び青少年の非行防止等の活動を行い得る者であって、次の要件を満たしていることを要する。

- (1) 本市内に住居または勤務していること。
- (2) 市議会議員の職にたずさわっていないこと。
- (3) 現に本市職員として、青少年育成関係の業務にたずさわっていないこと。

(任期)

第5条 任期は1年とする。ただし、補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第6条 指導委員は、社会奉仕の精神をもって青少年の育成指導のことにあたり、青少年の健全な育成の推進に努めるものとする。

2 指導委員の活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 青少年団体・グループ等の育成指導
- (2) 社会環境浄化のための活動
- (3) 非行防止のための青少年の指導
- (4) 市及び関係団体が実施する青少年健全育成事業に対する協力
- (5) その他青少年の健全育成に関する活動

(市の措置)

第7条 市は、指導委員の円滑な活動を促進するため、必要な指導、研修等を行うほか援助措置を講ずる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。